

結婚祝金 および

結婚新生活支援補助金のご案内



秩父別町では、町内で結婚を伴う新生活をされる世帯を対象に、下記の祝金・補助金を交付しています。婚姻された世帯は、補助等の対象となる場合がありますので、お気軽にご相談ください！

◆秩父別町結婚祝金◆

【補助対象世帯】

- ・ 婚姻時の夫婦の合計年齢が満 80 歳未満
- ・ 婚姻の届け出前に、夫婦のいずれか一方の住民票が秩父別町にあること
- ・ 祝金の申請前に、夫婦ともに住民票が秩父別町にあること
- ・ 夫婦ともに 1 年以上秩父別町に定住すること

※1 年未満で転出すると祝金返還の対象となります

【交付額】 20 万円

【申請期間】 婚姻の届け出の日から 3 か月以内
申請に必要な書類は役場企画課にてお渡しします

対象とならない場合も、

「秩父別町新婚世帯・子育て支援家賃助成事業」の対象となる場合がありますので、まずはお問い合わせください！

◆結婚新生活支援補助金◆

【補助対象世帯】

- ・ 令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に婚姻届けを受理された夫婦
 - ・ 婚姻日における年齢が、夫婦ともに 39 歳以下であること
 - ・ 対象となる住居が秩父別町内にあり、夫婦の双方または一方の住民票が当該住宅の住所になっていること
 - ・ 申請日から令和 8 年 3 月 31 日まで申請時の住居に居住すること
- ※3/31 以前に転出すると補助金返還の対象となります
- ・ 夫婦の合計所得が 500 万円未満であること（所得証明書にて確認します）

【補助内容】

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに支払った下記の費用の全額

- 住居費用……………結婚を機に購入及び貸借した住居に係る費用
- 引越費用……………結婚を機に引っ越しをした際に支払った費用
- リフォーム費用…結婚を機に住宅をリフォームした際に係る費用

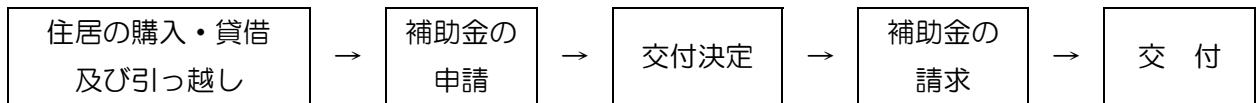
※上限額 夫婦ともに 29 歳以下の世帯 合計 60 万円

上記以外の世帯 合計 30 万円

結婚新生活支援補助金の説明は、裏面に続きます

結婚新生活支援補助金申請手続きについて続き

【補助決定までの流れ】



【提出書類】

対象事業	書類	備考
共通	交付申請書	様式第 1 号
	所得証明書 ※夫婦ともに必要です	○令和 7 年 5 月 31 日までに申請する方 →令和 5 年 1 月 1 日～12 月 31 日の所得証明書 (令和 6 年 1 月 1 日にお住いの市町村で発行) ○令和 7 年 6 月 1 日以降に申請する方 →令和 6 年 1 月 1 日～12 月 31 日の所得証明書 (令和 7 年 1 月 1 日にお住いの市町村で発行)
	貸与型奨学金の年間返還額が わかる書類	
	町税等の納入状況等 確認同意書	様式第 3 号
	誓約書	様式第 4 号
	全部事項証明書（戸籍謄本）	本籍地のある市町村で発行
住宅費 (購入)	売買契約書の写し	
住宅費 (賃貸)	賃貸契約書の写し	
	住宅手当支給証明書	様式第 2 号、共働きの場合は夫婦ともに必要
引越し	引越費用に係る領収書	
	引越手当があればそれがわ かる書類	
リフォーム	工事請負契約書等の写し	
	住宅リフォームに係る領収書	

【申請受付期間】 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

【その他】

・令和 8 年 4 月以降に発生する家賃について、「新婚世帯・子育て支援家賃助成事業」の対象になる場合があります。別途手続きが必要になりますので、2～3 月頃を目途にお問い合わせください

【お問い合わせ先】 秩父別町役場企画課 ☎ 0164-33-2111（代表）